

実施要綱 別表（第3関係）（抜粋）

政策目的	政策目標	メニュー	事業実施主体	採択要件	交付率
I 産地競争力の強化	1 需要に応じた生産量の確保 2 生産性の向上 3 品質向上 4 農畜産業の環境保全 5 輸入急増農産物における国産シェアの奪回	1 産地競争力の強化に向けた総合的推進 土地利用型作物、畑作物、地域特産物、果樹、野菜、花き、農産物販路拡大、環境保全、甘味資源作物・でん粉原料用いも産地再編整備、畜産生産基盤育成強化、飼料増産、家畜改良増殖、畜産新技術、食肉等流通体制整備、耕種作物活用型飼料増産、多角的農作業コントラクター育成 2 輸入急増農産物における産地構造改革の推進 輸入急増野菜（生産局長等が別に定めるものとする。）並びにいぐさ・畳表 3 飼料基盤活用の促進 上記の取組については以下の事業が実施できるものとする。 (1) 整備事業 ア 耕種作物小規模土地基盤整備 (ア) ほ場整備 (イ) 園地改良 (ウ) 農道整備 (エ) 優良品種系統等への改植・高接 (オ) 暗きょ施行 (カ) 土壌土層改良 イ 飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備 (ア) 飼料作物作付条件整備 (イ) 放牧利用条件整備 (ウ) 水田飼料作物作付条件整備 ウ 飼料基盤条件整備 (ア) 草地造成改良 (イ) 草地整備改良 (ウ) 草地再生改良 (エ) 野草地整備改良 (オ) 放牧用林地整備 (カ) (ア)から(オ)までと一体的に行う施設の整備 (キ) 土地利用円滑化 エ 耕種作物共同利用施設整備 (ア) 共同育苗施設 (イ) 乾燥調整施設	1 メニューの欄の(1)の事業実施主体は、次に掲げる者とする。 (1) 都道府県 ただし、飼料基盤条件整備を除くものとし、飼料増産の取組を対象として事業を実施する場合にあっては、生産局長等が別に定める飼料作物作付及び家畜放牧等条件備、飼料作物関連施設、共同利用機械に限るものとする。 (2) 市町村 (3) 農業協同組合連合会 (4) 農業協同組合 (5) 公社（地方公共団体が出資している法人をいう。以下同じ。） (6) 土地改良区 (7) 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の8第1項に規定する事業を行う法人をいう。以下同じ。） (8) 農事組合法人以外の農業生産法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第7項に規定する法人をいう。以下同じ。） (9) 特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化促進法」という。）第23条第4項に規定する団体をいう。以下同じ。） (10) その他農業者の組織する団体（生産局長等が別に定めるものをいう。） (11) 消費者団体及び市場関係者（生産局長等が	1 メニューの欄の(1)の採択要件は、次に掲げるすべての要件を満たすこと。 (1) 受益農家及び事業参加者が、原則として5戸以上であること。 (2) 要綱第3の2の成果目標の基準を満たしていること。 (3) 生産局長等が別に定める面積要件等を満たしていること。 (4) 整備事業を実施する場合にあっては、当該施設等の整備によるすべての効用によってすべての費用を償うことが見込まれること。 ただし、総事業費が5千万円以上のものに限る。 (5) 共同利用施設を設置する場合にあっては、原則として、総事業費が5千万円以上であること。	交付金の交付率は定額（事業費の1/2以内（ただし、生産局長等が別に定める場合にあっては、生産局長等が別に定める率又は額以内））とする。

		(ウ) 穀類乾燥調整貯蔵施設 (エ) 農産物処理加工施設 (オ) 集出荷貯蔵施設 (カ) 産地管理施設 (キ) 用土等供給施設 (ク) 農作物被害防止施設 (ケ) 農業廃棄物処理施設 (コ) 生産技術高度化施設 (サ) 種子種苗生産関連施設 (シ) 有機物処理・利用施設 オ 畜産物共同利用施設整備 (7) 畜産物処理加工施設 (イ) 家畜市場 (ウ) 家畜飼養管理施設 (エ) 畜産新規就農者研修施設 (オ) 飼料作物関連施設 (カ) 家畜改良増殖関連施設 (キ) 離農跡地・後継者不在経営施設 カ 共同利用機械整備 キ 施設等整備附帯事業 アからカまでの整備事業の効果的かつ円滑な実施を図るために必要となる調整活動及び技術指導等	別に定めるものをいう。以下同じ。) ただし、野菜の取組を対象とした、産地管理施設の整備に限るものとする。 (12) 事業協同組合連合会及び事業協同組合 ただし、畜産物処理加工施設のうち産地食肉センター及び食鳥処理施設の整備に限るものとする。 (13) 森林組合及び生産森林組合 ただし、飼料基盤活用の促進の取組を対象に事業を実施する場合に限るものとする。 (14) 食品事業者 ただし、大豆製品の製造又は製造小売を行う事業者であり、製品加工に必要な処理加工設備を整備する場合に限る。 (15) 都道府県知事が地方農政局長等と協議として認める団体(以下「特認団体」という。)		
--	--	---	---	--	--

実施要領

別表 1 (成果目標の基準) (抜粋)

取組の分類	政策目標	内容	達成すべき成果目標の基準
産地競争力の強化に向けた総合的推進	生産性向上	【食肉等流通体制整備】 産地食肉センターの整備に関する目標	いずれか１つを選択する。 ・と畜頭数又は部分肉処理頭数を増加 ただし、１日当たりの処理能力を概ね１，４００頭（豚換算）以上 ・ＢＳＥ規制に対応した整備を実施
	生産性向上	【食肉等流通体制整備】 食鳥処理施設の整備に関する目標	・食鳥処理施設の年間処理羽数を増加 ただし、年間の処理能力をブロイラーの場合概ね６００万羽以上、成鶏の場合概ね２００万羽以上
	★→生産性向上	【食肉等流通体制整備】 鶏卵処理施設の整備に関する目標	・１日当たり鶏卵処理量を増加 ただし、１日当たりの鶏卵処理量を概ね１３トン以上
	生産性向上	【食肉等流通体制整備】 家畜市場の整備に関する目標	・家畜市場の年間の家畜取引頭数を増加 ただし、１年間の家畜取引頭数を概ね１０，０００頭（牛換算）以上

実施要領別記のⅡの第１の２（抜粋）

（３）交付率

（中略）

ウ 要綱別表のⅠの交付率の欄のただし書の生産局長等が別に定める率は、次に掲げる場合とし、交付率を事業費の３分の１以内とするものとする。

（中略）

（オ）畜産物処理加工施設として、産地食肉センター及び食鳥処理施設の衛生管理施設、環境保全施設、ＢＳＥ対応施設、たい肥化施設（汚物等の高度処理により肥料化を図るためのものに限る。）及び副産物等処理施設（副産物等の高度処理により飼料等に加工するためのものに限る。）、鶏卵処理施設の

☆→ 殺菌装置及び洗浄装置、家畜市場の環境及び衛生に係る施設並びに機能高度化施設以外について整備する場合

（後略）

実施要領別記のⅡの第１の２の（５）のエ

エ 畜産物共同利用施設整備

要綱別表のⅠのメニューの欄の(1)のオの畜産物共同利用施設整備については、次のとおりとする。

（ア）畜産物処理加工施設

a 畜産物処理加工施設については、次のものが行えるものとする。

（a）畜産物自主加工販売施設

（b）産地食肉センター

（c）食鳥処理施設

☆→（d）鶏卵処理施設

b 畜産物自主加工販売施設

（a）畜産物自主加工販売施設は、生産者自らが行うことを目的とした加工販売のための施設・設備とする。

（b）当該施設で扱う製品は、生産者自ら生産した生乳又は食肉をもとに消費者ニーズに対応するよう加工した牛乳乳製品又は食肉加工品とする。

（c）貸付けについては、農業協同組合、農業協同組合連合会又はこれらが有する議決権及び地方公共団体が有する議決権の合計が議決権全体の過半を占める団体から、農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人、特定農業団体及びその他農業者が組織する団体に貸し付ける場合に限るものとする。

（中略）

☆→ e 鶏卵処理施設

（a）鶏卵処理施設の対象施設は、以下の施設とする。

i 洗卵選別包装室

ii 冷蔵庫室

iii 冷凍庫室

iv 殺菌装置

v 洗浄装置

vi 貯蔵タンク

vii 洗卵選別機

viii 検卵装置

ix その他の機械器具

(b) 鶏卵処理施設を整備する場合には、当該施設の 1 日当たりの取扱量がおおむね 13 トン以上であること。

※ ☆→ は、該当項目